

「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの 復興の基本方針の見直しについて

1 経緯

- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和6年3月19日閣議決定。）において、復興事業全体の在り方については、第2期復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に見直しを行うこととされていた。
- 5年目の見直しに向け、国は、令和6年3月に有識者が構成員となる「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）」を設置し、4月以降、月1回程度会合を実施し、これまで実施してきた復興施策の取組の評価と今後の方向性について議論を進めている。
- WGでの議論をふまえ、令和6年12月27日に開催された復興推進会議において、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえて、現行基本方針を令和7年夏までに見直すこととされた。

2 国の今後のスケジュール

（1）基本方針の見直し

- ・WGにおいては、令和7年度の第1四半期に原子力災害被災地域の復興施策の総括に向けた議論を継続して実施

【次回】3月28日（金）第10回WG

（福島県の産業復興に関する動き、大阪・関西万博における復興庁の取組 等）

- ・令和7年夏までに、「復興推進委員会」において、WGでの原子力災害被災地域の総括結果の報告と、令和8年度以降の次期基本方針について報告
- ・復興推進委員会で報告された後、「復興推進会議」において閣議決定

（2）予算

復興推進会議で閣議決定された内容をもとに、国の概算要求がなされる見込み

3 県のスタンス

- 県としては、心のケアやコミュニティの再生等、令和8年度以降も残る課題については、中長期的な取組が必要であるとの考えから、各回WGの事前説明・意見交換の場である「連絡会」や知事が委員となっている「復興推進委員会」において、継続した支援について要望を行ってきた。
- 今後も、上記の機会を捉えて本県の現状や課題について伝えていくとともに、引き続き復興が完遂するまでの支援の継続や、確実な財源の確保を求めていく。